

○投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号） 別紙様式第 15 号

改正案	現行
<p>別紙様式第15号（第218条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4） 文 書 番 号 年 月 日</p> <p>（商 号） （執行役員の氏名） 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇財務（支）局長 印</p> <p style="text-align: center;">登 録 拒 否 通 知 書</p> <p>年 月 日付で申請のあった 投資法人の登録については、下記理由により拒否したので通知する。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に<u>金融庁長官に対して行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）</u>に基づく審査請求をすることができる。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否理由</p>	<p>別紙様式第15号（第218条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4） 文 書 番 号 年 月 日</p> <p>（商 号） （執行役員の氏名） 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇財務（支）局長 印</p> <p style="text-align: center;">登 録 拒 否 通 知 書</p> <p>年 月 日付で申請のあった 投資法人の登録については、下記理由により拒否したので通知する。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇財務（支）局長に対して行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づく審査請求をすることができる。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否理由</p>